

第1回 藤原川流域治水協議会議事概要

1 日 時 令和3年12月27日（月） 10時00分～11時30分

2 場 所 WEB 会議

3 出席委員 24名

4 議 題

- (1) 協議会設立趣旨、規約、構成について
- (2) 流域治水プロジェクト（素案）について

5 議事概要

- (1) 協議会設立趣旨、規約、構成について

- ・協議会の設立趣旨及び協議会の規約について承認。
- ・協議会の民間有識者の参画について承認。

- (2) 流域治水プロジェクト（素案）について

流域治水プロジェクトの素案について事務局からの概要説明及び各機関から主な対策の説明を行い、意見交換を行った。

ア) いわき建設事務所

「危機管理型水位計の設置」、「簡易型河川監視カメラの設置」について説明。

イ) いわき農林事務所

「防災重点農業用ため池の工事」、「田んぼダムの取組支援」について説明。

ウ) いわき市土木部

「準用河川等の堤防強化」、「市道の冠水常襲箇所における対策工事の実施」等について説明。

エ) いわき市危機管理部

「防災マップの作成配布」、「情報伝達手段の強化」等について説明。

オ) いわき市生活環境部

「下水道施設（雨水管渠等）の強靱化対策工事の実施」、「下水道施設（ポンプ場等）の強靱化対策工事の実施」、「浸水（内水）ハザードマップの作成」について説明。

- (3) 意見交換について

ア) 民間有識者 藤原川水系河川改良促進期成同盟会会長

藤原川流域においては、これまで、大雨時には床上浸水が多発するなど、いわゆる水害常襲地区がいくつもあった。

現在は、藤原川の本川、支川共に河川の改良が進み、また、平成20年度には、湯本川に洪水調節池が整備され、令和元年東日本台風では大きな被害を免れ、あらためて事業の効果を実感した。

しかし、今後の気候変動により、降雨量が増大する予測を踏まえると、藤原川上流部などの未改修箇所の早期整備が必要であると考えます。

また、河川洪水は、土砂の堆積も大きく影響するので、改良後においても継続した維持

管理が重要となる。

そこで、1点目として、藤原川流域における河川改修及び維持管理の今後の取組について所見を伺う。

また、最近では、ゲリラ豪雨も頻発しており、特に市街地では瞬時に道路が冠水している。

これらに対応するためには、早めの避難が大切だとは思いますが、排水ポンプの整備をはじめとした内水対策も大切であると考えている。

そこで、2点目として、今後の気候変動を見据えた、藤原川流域における内水対策の今後の取組について所見を伺う。

イ) 福島県いわき建設事務所

上流部の未改修箇所については、常磐藤原町別所地内の人家連担区域で、令和3年11月から護岸工に着手し、年度内に完成する予定である。

また、その他の区間についても、堤防の洗掘状況等を注視しながら、対策を検討していく。

継続的な維持管理については、河川管理者として必要な対策を実施するため、国土強靱化5か年対策などで、河道掘削や堤防天端舗装等を実施していく。

ウ) いわき市生活環境部

藤原川流域における内水対策の取組については、これまでも、ハード対策として、西郷ポンプ場や八仙ポンプ場等の雨水ポンプ場の整備や、内水ハザードマップの公表等のソフト対策を行ってきた。

しかし、地球温暖化による気温上昇の影響を受け、将来的な降雨量が1割程度増加すると見込まれていることから、国は、気候変動の影響に対応した雨水対策に関するガイドラインを7月に改定した。

本市としても、現行の下水道施設の整備水準である1時間当たり約47mmの降雨に対して、1.1倍した約52mmの降雨を新たな施設整備水準として設定する予定としている。

また、それに対応した施設整備を推進するため、これまでの浸水被害や施設整備状況、さらには新たな浸水被害の発生予測等を検証し、市域全体で雨水対策を優先的に取り組むべき地区や、施設の老朽化対策を考慮した段階的な施設整備の方針を見直していく予定としている。

併せて、河川が氾濫した際にも、ポンプ場の雨水排水機能が確保できるよう、施設の耐水化対策を進める予定であり、先程説明した内水ハザードマップの活用等により、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な内水対策を進めていく。

今後においても、流域治水の関係機関や地域の皆様と情報共有などを図りながら効率的で効果的な対策を進めていきたいと考えている。

エ) 民間有識者 藤原川水系河川改良促進期成同盟会会長

流域の河川を見回ったが、堆砂除去が進み、河川の状況が改善されているのが見て取れる。今後も堆砂除去等の維持管理をお願いしたい。

また、排水ポンプについては、排水を強化するための整備や、増水時の適切な運用についても徹底をお願いしたい。

オ) いわき市長

資料4の「藤原川流域治水プロジェクト（素案）」におけるロードマップにおいて、各施策が短期と中長期で示されているが、流域治水プロジェクト策定後のフォローアップにおいても、各施策の進捗状況把握が重要であると考えているため、施策ごとに具体的なスケジュールを示すことが有効と考える。

また、短期・中長期の各施策を実現した場合に、例えば台風第19号クラスの降雨や想定最大規模の降雨の場合でもはん濫が発生しないなど、事業達成時の効果（アウトカム）や明確な目標があれば、市民に対し、より分かりやすい形での説明ができると思う。

今後、市の内部でも検討し、協議会に提案させていただきたい。

カ) 民間有識者 福島県宅地建物取引業協会いわき支部 特別委員会委員

令和2年より、不動産取引時の重要事項説明における、対象物件の水害リスクの事前説明が義務付けられ、当業界でも、市の河川洪水ハザードマップを用いながら、お客様への説明を行っている。

このハザードマップでは、藤原川周辺で、特に小名浜・常磐地区などの、市街地の多くは、浸水想定区域となっている。

いずれも、人口が集中している地区であるが、最近では、街中においても空き地や空き家なども見受けられる。

空き地や空き家の増加は、地域の維持に影響を及ぼす他、ひいては災害時の協力体制にも影響があると考ええる。

このような、空き地を活用して、浸水などにより危険な箇所に住んでいる方を安全な土地に移転してもらうことや、未耕作地を利用して遊水地とするなども必要となってくるのではないかと思う。

こうした状況を踏まえ、土地利用の視点での、今後の防災対策について所見を伺いたい。

キ) いわき市都市建設部

市では、今後の人口減少下においても一定の人口密度を維持しながら拠点性を高めるコンパクトなまちづくりを進め、持続可能な都市づくりの具現化を図るため、令和元年10月に「市立地適正化計画」を策定している。

当該計画では、小名浜や常磐などの既成市街地において医療、福祉、商業などの都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と、その周辺において都市機能を支え、一定の人口密度を維持する「まちなか居住区域」を設定し、都市機能の適正な配置や、居住の誘導を図っていくこととしており、誘導を図ることで地域の維持、地域共助につながるものと考えている。

既存の市街地は、まちの成り立ちにより、その多くが浸水エリアに位置しており、これらの範囲を全て誘導区域から除外することは現実的に困難であると考えており、居住誘導にあたっては、災害ハザードを踏まえて、安全なまちづくりを推進するための「防災指針」を策定し、対応することとしている。

当該指針には、流域治水プロジェクトにおいて取り組む防災・減災対策を位置付けするなど、当該プロジェクトと連携を図りながら、内容について検討を進めている。

また、空き家対策としては、平成29年に「いわき市空家等対策計画」を策定し、所有者による適切な管理が行われず、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている家を特定空き家等に認定するなど、空き家解消に向けた各種施策に取り組んでいる。

今後も、まちづくりや不動産業界等の関係団体や、市民の皆様のご意見を伺いながら、そ

の効果や実現性を考慮し、検討を進めていきたいと考えている。

ク) いわき市長

今後、県民や市民に各施策のスケジュールや各施策の達成時の効果についてわかりやすい形での発信ができるよう、市内部でも検討していきたいと考えている。

ケ) いわき建設事務所長

これまで各管理者が施設を整備してきたことや立地適正化計画の策定などを進めてきたことについては、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で様々なバージョンアップが求められていると考えている。

今後、当事務所としても河川整備や維持管理を推進するとともに、今回のプロジェクトを踏まえ様々な関係機関と協力し対策に取り組みたい。

地域住民の安全に対する心配は、全国で災害に対する報道が行われる度に増大していると思う。今回、案で示したプロジェクトと今後のフォローアップ等により、あらゆる関係機関がきちんと取組んでいけるようにするため、プロジェクト案作成へのご協力をお願いしたい。

6 報告事項

いわき市土木部から、流域治水プロジェクトに位置付けた市の対策を着実に進めるため、令和3年10月に設置した「いわき市流域治水推進会議」について説明した。

7 その他

ア) 福島県河川計画課

福島県における流域治水の取組状況及び最新の流域治水の状況について説明する。

福島県の流域治水の取組状況について、一級水系の4水系は令和3年3月に、夏井川・鮫川水系を含む二級水系4水系が令和3年8月までにプロジェクトを作成している。

今回は5水系目ということで藤原川水系について、協議を進めていくこととなるが、その他の二級水系については、流域市町村と協議しながら策定に向けて進めていきたいと考えている。

流域治水に係る最新の状況として、流域治水の実効性を高めるため、流域治水関連法が令和3年7月及び11月に施行された。

特に特定都市河川法の改正については、これまで東京などの一部地域に適用されたものが、全国の河川に拡大された。

この特定都市河川に指定されることで、民間事業者が行う雨水浸透施設の補助や水害により著しい被害を受ける箇所を規制することなどが規定された。

県としても、今後国から示されるガイドラインをもとに、関係機関と協議し、県内の河川への適用を検討していきたいと考えている。

イ) 国土交通省東北地方整備局地域河川課

流域治水について、集水域から氾濫域までのあらゆる関係者が対策を行うこととしており、国の支分局でも流域治水プロジェクトの連絡調整会議を開催している。

東北農政局や東北地方整備局などの関係機関で、今年5月から会議を立ち上げ、令和3年10月29日に第2回協議を行った。

主な発言として、東北農政局より、10月に各農政局に「洪水調節機能強化対策官」、調査

管理事務所の一部に「洪水調節機能強化専門官」というポストを新設し、また、田んぼダムの効果検証や普及・拡大に向け、9月に農水省内に「水田の持つ雨水貯留機能の活用に向けた検討会」が設置され、年度内に成果がとりまとめられる予定との報告があった。

流域治水に係る施策の補助・交付金等をまとめた資料や流域治水関連施策をまとめた個票、流域治水関連施策を体系ツリーにまとめた資料を提供するので、参考にして欲しい。

ウ) 福島地方気象台

本日の協議において、各機関が気候変動に注視していることを感じた。

気候変動はこれから起こることではなく、既に起こっているものだと認識しなければならない。

気象台としても、引き続き、各機関の防災対策を支援していきたい。

エ) 事務局連絡

次回の協議会開催は令和4年2月を予定。

次回協議会では、藤原川流域治水プロジェクトの公表案を提示する。

－以上－